

国立大学法人九州大学債権管理細則

平成16年度九大細則第38号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 4年 3月31日
(令和3年度九大細則第35号)

(趣旨)

第1条 国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）の債権の管理に関する事務（本学の債権について債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。）の取扱いについては、国立大学法人九州大会計規則（平成16年度九大会規第1号）その他関係規則等の定めによるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において「債権」とは、金銭の給付を目的とする本学の権利をいう。

(適用除外)

第3条 この細則は、保管金となるべき金銭の給付を目的とする債権及び寄附金に係る債権については、適用しない。

(事務処理)

第4条 債権の管理に関する事務は、総長又は国立大学法人九州大学における財務及び会計に関する職務権限委任規程（平成23年度九大会規第30号）第2条第3項の規定により当該事務を専決された財務部長若しくは同条第1項の規定により当該事務を委任された特定徴収担当者が処理するものとする。

(発生等に関する通知)

第5条 別表に定める通知義務者は、同表に掲げる債権が発生し、又は本学に帰属したときは、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額、履行期限その他必要事項を記載した債権発生通知書又は収入契約決議書等により財務部長又は特定徴収担当者（以下「財務部長等」という。）等に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、現金を即納させる場合は、同項の通知を省略することができる。

(帳簿への記載)

第6条 財務部長等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は本学に帰属したときは、遅滞なく債務者の住所及び氏名、債権金額、履行期限その他必要事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載しなければならない。当該確認に係る事項について変更があった場合も、また同様とする。

(債権の履行の請求)

第7条 財務部長等は、その所掌に属する債権について履行を請求するため、当該債務者に対して納入の請求をする場合の納入期限については、法令、学内規則又は契約に定めがある場合を除くほか、国立大学法人九州大学予算決算及び出納事務取扱規程（平成16年度九大会規第2号。以下「予決規程」という。）第19条に規定する調査及び決定の日から30日以内において適宜の納入期限を定めるものとする。

2 財務部長等は、本学の授業料に係る債権及び本学において教育を受ける者のために設けられた寄宿舍の使用料に係る債権について履行を請求するため、当該債務者に対して納入の請求をする場合は、予決規程第21条第1項の規定により、請求書若しくは振込依頼書の書面による送付又は学内の特定の場所における書面の掲示により行うものとする。

(債権の保全)

第8条 財務部長等は、債務者に信用悪化の事実が認められる場合には、必要に応じて次に掲げる手続を行うとともに、総長にその結果を報告しなければならない。

- (1) 債務者財産の保全手続
- (2) 未収入金残高の確認
- (3) 未払金残高の調査
- (4) 相殺手続

2 次に掲げる事実が認められる場合には、信用が悪化したものとする。

- (1) 支払の猶予及び引き延ばしを求められた場合
- (2) 事実上の倒産又は破産状態にある場合
- (3) その他債務者の信用悪化について財務部長等が認めた場合

3 財務部長等は、その所掌に属する債権について、次に掲げる事実が生じたことを知った場合で、本学が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- (1) 債務者が強制執行を受けたこと。
- (2) 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
- (3) 債務者の財産について競売の開始があったこと。
- (4) 債務者が破産の宣告を受けたこと。
- (5) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。
- (6) 債務者である法人が解散したこと。
- (7) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。
- (8) 第4号から前号までに定める場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

(相殺等)

第9条 財務部長等は、その所掌に属する債権について、当該債権と相殺し、又はこれに充当することができる本学の債務があることを知ったときは、必要に応じて、相殺又は充当することができる。

(債権の放棄)

第10条 財務部長等は、債務者及び保証人について次に掲げる事由が生じた場合に限り、債権を放棄することができる。この場合において、財務部長等は、関係書類を総長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 債務者及び保証人が個人の場合で、自己破産し配当が終了したとき
- (2) 債務者及び保証人が個人の場合で、行方不明のときから5年以上経過したとき
- (3) 債務者及び保証人が個人の場合で、死亡したとき
- (4) 債務者及び保証人が法人の場合で、清算事務が終了したとき
- (5) 当該債権につき消滅時効が成立し、かつ、債務者がその援用をする見込みがある場合
- (6) 債権金額が少額で、取立に要する費用に満たない場合
- (7) その他、債権の取り立てが著しく困難であると総長が認めた場合

(償却処理)

第11条 財務部長等は、債権放棄をした場合には、債権残高を償却処理しなければならない。

(履行延期の特約等をするのできる場合)

第12条 予決規程第24条第1項の規定により債権の履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる場合とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有していると認められるとき。

2 財務部長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行延期の特約等をするのできる。この場合において、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、収納すべきものとする。

(履行延期の特約等の手続)

第13条 前条の規定による履行延期の特約等をする場合は、債務者からの書面による申請に基

づいて行うものとし、総長の承認を得なければならない。

2 前項の書面は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 債権金額
- (3) 債権の発生原因
- (4) 履行期限の延長を必要とする理由
- (5) 延長に係る履行期限
- (6) 履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項
- (7) 第16条に掲げる趣旨の条件を付すことを承諾すること。
- (8) その他必要な事項
(履行期限を延長する期間)

第14条 財務部長等は、履行延期の特約等をする場合は、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から3年以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をするを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

第15条 財務部長等は、履行延期の特約等をする場合は、債務者に対し次に掲げる担保を提供させ、かつ、延納利息を付すものとする。ただし、当該担保の提供ができないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもって足りる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 財務部長等が確実と認める社債その他の有価証券
- (3) 土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- (4) 財務部長等が確実と認める金融機関その他の保証人の保証

2 前項の延納利息の率は、年3パーセントとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は担保の提供を免除することができる。

- (1) 第12条第1項第1号に該当する場合
- (2) 授業料、寄宿舎の使用料及び病院における療養費に係る債権に該当する場合
- (3) 同一債務者に対する債権金額の合計額が、10万円未満である場合
- (4) 履行延期の特約等をする債権が、債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合
- (5) 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者がいない場合

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、利息を付さないことができる。

- (1) 前項第1号又は第2号に該当する場合
- (2) 履行延期の特約等をする債権の金額が、1,000円未満である場合
- (3) 延納利息を付すこととして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が100円未満になるとき。

(履行延期の特約等に付す条件)

第16条 財務部長等は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を付すものとする。

- (1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- (2) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。
 - イ 債務者が本学の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
 - ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

- ハ 第8条第3項各号のいずれかに掲げる事実が生じたとき。
- ニ 債務者が第1号の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。
- ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。

2 財務部長等は、前条第2項第1号又は第2号に規定する債権について、担保の提供を免除し、又は延納利息を付さないこととした場合においても、債務者の資力の状況その他の事情の変更により担保の提供又は延納利息を付すことが可能と認めるときは、担保を提供させ、又は延納利息を付すことができる旨の条件を付すものとする。

(免除)

第17条 財務部長等は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済できる見込がないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

2 前項の規定による債権の免除は、債務者からの書面による申請に基づいて行うものとし、総長の承認を得なければならない。

3 財務部長等は、履行延期の特約等をした債権に延納利息を付した場合で、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延納利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該延納利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができる。

(延滞金)

第18条 債務者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに債務を履行しないときは、その債務残高に対し年3パーセントの割合で計算した金額を延滞金として、その期限の翌日から支払をする日までの日数に応じて日割りで債務者に請求する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、延滞金を免除することができる。

- (1) 履行期限内に履行されなかった債権の金額が1,000円未満である場合
- (2) 債務の全部を履行した際の延滞金の額が100円未満である場合
- (3) 債権が授業料、寄宿料及び病院等療養費である場合
- (4) 債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金である場合

3 職務権限委任規程第2条第3項の規定により契約に関する事務を専決された者及び同条第1項の規定により当該事務を委任された特定契約担当者は、債権の発生の原因となる契約についてその内容を定めようとする場合には、債務者が履行期限までに債務を履行しないときは、第1項に規定する延滞金を本学に納入しなければならない旨を定めておかななければならない。

(その他)

第19条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大細則第39号）

この細則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大細則第18号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大細則第6号）

この細則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大細則第7号）

この細則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大細則第17号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大細則第6号）

この細則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大細則第10号)
この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大細則第19号)
この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大細則第2号)
この細則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大細則第8号)
この細則は、平成21年9月28日から施行する。

附 則 (平成21年度九大細則第10号)
この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大細則第14号)
この細則は、平成21年10月26日から施行する。

附 則 (平成21年度九大細則第29号)
この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大細則第9号)
この細則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大細則第11号)
この細則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大細則第5号)
この細則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大細則第19号)
この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大細則第5号)
この細則は、平成24年8月31日から施行する。

附 則 (平成24年度九大細則第21号)
この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大細則第23号)
この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大細則第6号)
この細則は、平成26年9月24日から施行する。ただし、別表の通知事項にドミトリー3及び伊都協奏館に係る寄宿料債権を加える改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大細則第5号)
この細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大細則第19号)
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大細則第14号)
この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大細則第18号)
この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大細則第18号)
この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大細則第26号)
この細則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大細則第33号)
この細則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大細則第45号)
この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大細則第20号)
この細則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、この細則

による改正後の国立大学法人九州大学債権管理細則第10条第2号の規定は、施行日以降に発生した債権から適用し、令和2年3月31日までに発生した債権については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大細則第29号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大細則第35号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）
通知事項及び通知義務者

通 知 事 項	通 知 義 務 者
授業料債権（学務部キャリア・奨学支援課長所掌の事項を除く。）	左記の債権に係る部局の長
農場生産物の売払代債権	農学部等事務部財務課長
立木竹及び林産物売払代債権	農学部等事務部演習林事務室長
寄宿料債権（井尻寮に係る寄宿料）	芸術工学部事務部長
寄宿料債権（井尻国際交流会館、馬出国際交流会館、福岡市国際会館及びセトルインターナショナルに係る寄宿料）	国際部留学課長
1 寄宿料債権（ドミトリー1、ドミトリー2、ドミトリー3及び伊都協奏館に係る寄宿料） 2 物件使用料債権（ドミトリー2及び伊都協奏館の研究者用居室に係る施設使用料）	学務部学生支援課長
授業料減免に係る授業料債権及び入学料減免に係る入学料債権	学務部キャリア・奨学支援課長
諸納付金債権（科学研究費補助金等の間接経費（事務局以外の部局の事務（部）長所掌の事項を除く。））	研究・産学官連携推進部グラントサポート室長
物件使用料債権（西新プラザに係る施設使用料）	研究・産学官連携推進部研究企画課長
物件使用料債権（井尻国際交流会館の研究者用居室、外国人研究員等宿泊施設、伊都ゲストハウス及び日本ジョナサン・KS・チョイ文化館に係る施設使用料）	国際部国際企画課長
1 知的財産の管理・活用に係る譲渡契約、共同出願契約、実施許諾契約その他これらに類する契約に基づく債権 2 受託研究契約、共同研究契約その他これらに類する契約に基づく債権	研究・産学官連携推進部産学官連携推進課長
1 病院等療養費債権（病院（別府病院を除く。）に係る療養費） 2 臨床受託研究に係る受託契約に基づく債権（病院（別府病院を除く。）に係る臨床受託研究費） 3 九州大学知的財産取扱規則（平成16年度九大規則第93号）第2条第1項第14号に規定する臨床試験データの利用許諾等に係る契約に基づく債権	病院事務部長
1 病院等療養費債権（病院別府病院に係る療養費）	別府病院事務長

2 臨床受託研究に係る受託契約に基づく債権（病院別府病院に係る臨床受託研究費）	
旅費の返納金債権	財務部経理課長
1 売払代債権（事務局以外の部局の契約に係るものを除く。） 2 物品の売買、借入又は製造並びに役務請負契約（事務局以外の部局の事務長及び部局の課長の所掌の事項を除く。）に基づく損害賠償金債権	財務部調達課長
1 不動産等の使用料債権（研究・産学官連携推進部研究企画課長、国際部国際企画課長、国際部留学課長及び学務部学生支援課長並びに部局の事務長及び部局の課長所掌の事項を除く。）及び売払代債権 2 物品の貸付料債権（事務局以外の部局の契約に係るものを除く。） 3 不動産等に関する損害賠償金債権 4 工事請負契約（施設部施設企画課長、事務局以外の部局の事務長及び部局の課長所掌の事項を除く。）に基づく損害賠償金債権	財務部資産活用課長
工事請負契約（財務部資産活用課長、事務局以外の部局の事務長及び部局の課長所掌の事項を除く。）に基づく損害賠償金債権	施設部施設企画課長
1 保育料債権 2 保険事務手数料債権	人事部人事企画課長
車両入構料債権（箱崎地区及び伊都地区）	施設部施設企画課長
車両入構料債権（馬出地区）	病院事務部長
駐車料債権（病院外来駐車場）	病院事務部長
病院等療養費債権（伊都診療所に係る療養費）	総務部環境安全管理課長
上記の欄に掲げる債権以外の債権	左の欄のそれぞれの債権に係る事務を所掌する事務局の課長、部局の事務長及び部局の課長